

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十七号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十九年一月二十七日から同年一月三十一日までの間に到来した法人の県民税及び法人の事業税については、その期限を同年二月十日まで延長する。

平成二十九年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

指 定 地 域
---------

全都道府県
-------